

令和3年度

子育て世帯への臨時特別給付 (一括現金 10万円) の支給について



～ 給付金の申請をお忘れではないですか？ ～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、国が支給を決定した給付金です。砂川市においては、18歳以下の子どもを養育する世帯に対して、先行給付金の5万円に加え、残りの5万円も現金による支給とし、対象児童一人当たり現金10万円を一括支給しています。申請が必要になる世帯(下記表の(B)と(D))がありますので、期間内にお忘れなく申請してください。



給付金支給となる可能性がある方には、市から案内文を発送しています。「給付金の対象なのに案内文が届かない」「自分が給付金の対象かわからない」など、ご不明な点がございましたら、子育て支援係までご連絡ください。



●対象児童

- ・令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ・令和3年9月30日時点で高校生相当(平成15年4月2日～同18年4月1日生まれ)の児童
- ・令和3年9月1日～同4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象となる児童(新生児)

●支給額 対象児童一人当たり10万円

●支給対象者・支給時期など

	支給対象者	対象児童	申請	案内文の発送	申請期間	支給時期
(A)	令和3年9月分児童手当受給者 ※公務員を除く	・児童手当支給対象児童 ・(A)の世帯で養育している高校生相当の児童	不要	発送済み	—	支給済み 12月24日(金)支給
(B)	高校生相当(平成15年4月2日～同18年4月1日生まれ)の児童を養育する保護者	高校生相当の児童 ※(A)で対象となる高校生相当の児童を除く	要申請	発送済み	2月28日(月)まで	申請受付後 随時
(C)	新生児(令和3年9月1日～同4年3月31日生まれ)の児童手当受給者 ※公務員を除く	児童手当支給対象の新生児	不要	随時	—	随時
(D)	対象児童を養育する公務員	公務員世帯に養育される支給対象児童	要申請	発送済み	2月28日(月)まで ※新生児は4月15日(金)まで	申請受付後 随時

子育て支援係Tel 74-8369